



Tsuji Stay
アズマシーナ

ご利用規約・宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

- 1 項. 当施設がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則(以下、「利用規則」といいます。)の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 項. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

- 1 項. 当施設に宿泊契約の申込み(宿泊予約)をしようとする方は、次の事項を当施設に申し出いただきます。
 - (1)お客様の氏名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)お客様の連絡先(携帯番号)会社名・会社連絡先
 - (4)その他当施設が必要と認める事項
- 2 項. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出いただきます。
- 3 項. お客様が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みとさせていただきます。

第3条(宿泊契約の成立等)

- 1 項. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立いたします
- 2 項. 前項により宿泊契約が成立したときは、基本: 当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、ご予約完了時にクレジットカードにてお支払いいただきます。
- 3 項. 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、『宿泊契約』は、その効力を失います。
 - (1) 前項の宿泊料金項の定めにより宿泊開始前または当施設が指定した期日までにお支払いがない場合
 - (2) 宿泊契約書前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、連絡がとれない場合。
 - (3) 当施設からの連絡を拒否されたとき。
- 4 項. 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還はいたしかねます。

第4条(宿泊契約締結の拒否)

- 1 項. 当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の提供ができないとき。
 - (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由の場合
 - (4) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者である場合。
 - (5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (6) お客様が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められた場合。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊出来ない場合。
 - (9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、当施設の運営を阻害するおそれがある場合、又は他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (10) 保護者の許可のない未成年者のみでの宿泊。
- (11) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (12) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
- (13) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条(お客様の契約解除権)

- 1 項. お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 項. お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2 ① に掲げるキャンセル料をお支払い頂きます。
- 3 項. お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しない場合、当施設はその宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することが出来るものとします。

第6条(当施設の契約解除権)

- 1 項. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - (2) お客様が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、の他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
 - (3) お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 客室での寝タバコ・禁煙室での喫煙・当施設指定喫煙場所以外での喫煙・消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障をおよぼす行為をしたとき。
 - (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。尚、企業契約の場合においても宿泊2日前までに振込の事実が確認されない場合を含みます。
 - (9) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき。

- (10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第 7 条(宿泊の登録)

- 1 項. お客様は、当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、ご予約時に次の事項をご登録頂きます。
- (1) お客様の氏名・性別・住所・携帯番号・企業名・車両番号
 - (2) その他、当施設が必要と認める事項

第 8 条(客室の使用時間)

- 1 項. お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 項. 当施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。但し、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合 1 泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。
- 3 項. お客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理、その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第 9 条(利用規則の遵守)

- 1 項. お客様は、当施設内においては、当施設の利用規則に従っていただきます。

第 10 条(営業時間)

- 1 項. 当施設内の各種施設等の営業時間は、各所の掲示等でご案内いたします。
- 2 項. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第 11 条(料金の支払い)

- 1 項. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 項. 前項の宿泊料金等の支払いは、ご予約完了時又は当施設が請求したとき、オンラインのシステム上からクレジットカードにてお支払いいただきます。
- 3 項. 決済に用いる取引通貨は日本円(JPY)です。

第 12 条(貴重品の取扱い)

- 1 項. 貴重品又は現金の保管は、お客様の自己管理となり当施設では一切の責任を負いかねます。外出の際は、必ず貴重品をお持ちいただきお部屋の施錠を行ってください。また短時間でもお部屋を空ける場合は同様の対応を行ってください。尚、貴重品以外の携帯出来ないパソコン・タブレット等の物品は、バック等に入れ人目に付かないように保管するなど保管には十分注意してください。

第 13 条(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

- 1 項. 宿泊に先立って当施設に手荷物を送る場合は事前に当施設までご連絡を下さい。
- 2 項. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品を当施設に置き忘れた場合、当施設は、原則として発見日から7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、貴重品のみを最寄りの警察署へ届けるものとします。尚、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までに連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。
- 3 項. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第 14 条(駐車場について)

- 1 項. お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。各自、自己責任においてご利用ください。
- 2 項. 冬季期間の注意事項
 - (1) 降雪により除雪作業を行います。お車の移動が速やかに行えるよう日頃より管理に努めていただきます。
 - (2) 建物の軒下・看板下の駐車は危険につきご注意ください。つらら・雪庇等の落下が生じる場合が御座います。
 - (3) 除雪作業の妨げになる駐車・長期間に及ぶ移動形跡のないお車の駐車はご遠慮ください。
 - ※ 作業に妨げとなる場合には、強制的にレッカー移動するものとします。費用はお客様負担となります。
- 3 項. 前項(2)及び(3)に、該当する駐車場での損害については、当施設では一切の責任を負いかねます。

第 15 条(客室の点検・清掃)

- 1 項. お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の、客室点検業務を行わせていただくために入室する場合がございます。
- 2 項. 客室清掃及びベッドメイク(シーツ交換)はお客様からの希望があった場合に行いません。また、当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃・点検ができるものとします。
- 3 項. 前項の客室清掃・客室点検について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第 16 条(お客様の責任)

- 1 項. お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責任に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に、当施設が被った損害を賠償していただきます。

第 17 条(約款の改定)

1 項. この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページに掲出致します。

別表

別表第1 宿泊料金の算定方法(第11条関係)

	内 訳
宿泊料金	室料+消費税

1 項. 宿泊料金(プラン料金)は、ホームページ等に掲示する料金表によります。

2 項. 添寝幼児は未就学児までとなり、小学生以上のお子様は、大人と同料金となります。1 室大人 2 名までの料金となります。

別表第2 違約金(第5条関係)

① 違約金(通常キャンセル料)

キャンセル料	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	前日	当日
宿泊料金の	0%	100%	100%	100%	100%	100%

1 項. 20 時以降～23 時 59 分までの予約変更・解除については翌日扱いとなります。

ご利用規約

当施設は、お客様に安全・快適なご利用を頂くためと、施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第 6 条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

1.当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 施設敷地内での喫煙
- (2) 大声を出す、騒ぐなどの喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
- (3) 次に定める物品の持ち込み
 - (イ) 動物、鳥類等(盲導犬等を除く。)
 - (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
 - (ヘ) 悪臭・騒音を発するもの
 - (ト) 客室の衛生を妨げる物品
 - (チ) その他当施設が客室への持ち込みを禁止する物品
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- (6) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- (7) 客室以外の場所での所持品の放置
- (8) 客用以外の施設(事務所・倉庫等)への立ち入り
- (10) シャワー室内での染毛・漂白剤等の使用または排便・嘔吐等
- (11) 客室内でお香などを焚く行為
- (12) 他のお客様に対する営利を目的とした活動
- (14) その他、当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
- (15) 客室点検・清掃業務を妨げる行為

2. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 外来者との客室での面会

※ 但し、施設スタッフの了承が得られた場合のみ面会可能とし午前 9 時から午後 10 時までとし、午後 10 時以降を経過した場合、宿泊とみなし、その超過利用分を請求致します。

(2) 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。

※ 申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

付 則

この宿泊約款及び利用規則は、令和 5 年 4 月 1 日(以下、「適用開始日」といいます。)から適用します。